

平成30年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

平成30年度、本園が代理受領した施設型給付費の額は、各支給認定こどもの公定価格（下記）から利用者負担額を差し引いた額となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

本園における各支給認定こどもの公定価格の額

(単位:円)

	1号			2号・3号							
	4・5歳児	3歳児	満3歳児	標準時間				短時間			
				4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児	4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
4月	37,249	52,949	100,259	55,070	70,350	120,210	197,710	49,180	64,460	114,320	191,820
5月	37,239	52,939	100,249	55,070	70,350	120,210	197,710	49,180	64,460	114,320	191,820
6月	37,219	52,919	100,229	55,070	70,350	120,210	197,710	49,180	64,460	114,320	191,820
7月	37,219	52,919	100,229	55,070	70,350	120,210	197,710	49,180	64,460	114,320	191,820
8月	36,174	51,874	99,184	55,070	70,350	120,210	197,710	49,180	64,460	114,320	191,820
9月	37,199	52,899	100,209	55,070	70,350	120,210	197,710	49,180	64,460	114,320	191,820
10月	37,199	52,899	100,209	55,070	70,350	120,210	197,710	49,180	64,460	114,320	191,820
11月	37,199	52,899	100,209	55,060	70,340	120,200	197,700	49,170	64,450	114,310	191,810
12月	37,199	52,899	100,209	55,060	70,340	120,200	197,700	49,170	64,450	114,310	191,810
1月	37,199	52,899	100,209	55,060	70,340	120,200	197,700	49,170	64,450	114,310	191,810
2月	37,219	52,919	100,229	55,070	70,350	120,210	197,710	49,180	64,460	114,320	191,820
3月	39,689	55,389	102,699	58,980	74,260	124,120	201,620	53,090	68,370	118,230	195,730

「法定代理受領」について

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、平成30年度の実績をご報告するものです。

(あくまで、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。)